

○津山市男女共同参画まちづくり条例

平成14年3月22日

津山市条例第13号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 男女共同参画のまちづくりに関する基本的施策（第8条～第17条）

第3章 男女共同参画を阻害する権利侵害の禁止（第18条）

第4章 推進体制（第19条～第21条）

第5章 雑則（第22条）

付則

津山市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらずなくその個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現するため、「つやま女性プラン」を策定するなど、市民と協働してさまざまな施策を実施してきた。

しかしながら、男女の役割を固定的にとらえようとする性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等を実現するためには未だ多くの課題が残されている。

また、少子高齢化や高度情報化の進展など急激な社会経済状況の変化の中で、男女が共に対等な立場で社会のあらゆる分野に参画し、自らの価値観によって多様な生き方を選択することができる社会の実現が重要な課題となってきた。

こうした状況の下、私たちは、豊かさと活力に満ちた津山を創造するためには、男女共同参画社会の実現が不可欠であることを強く認識し、市、市民及び事業者が連携し、協働して男女共同参画のまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画のまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、その総合的かつ計画的な推進を図り、もって男女の人権が尊重され、その個性と能力が十分発揮できる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画のまちづくりは、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的な扱いや暴力を受けることなく、男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の理解と協力の下に、家事、育児、介護等の家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができること。

(5) 男女が、生涯を通じて身体的、精神的及び社会的に健康であって、相互の理解と協力の下に、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの意思が尊重されること。

(6) 男女が、自らの意思によって対等な立場で社会活動に参画することによって、豊かで活力あふれる地域社会を創造すること。

(7) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に従って、男女共同参画のまちづくりに関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を市の重要課題として総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携し、及び協力して、男女共同参画のまちづくりに関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に従って、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画のまちづくりに努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画のまちづくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に従って、その事業活動において自ら進んで男女共同参画のまちづくりに努めなければならない。

2 事業者は、男女共同参画のまちづくりのために必要があると認めるときは、積極的改善措置を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画のまちづくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

(財政上の措置)

第7条 市は、男女共同参画のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を行うように努めるものとする。

第2章 男女共同参画のまちづくりに関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画のまちづくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に実施すべき男女共同参画のまちづくりに関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

3 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(啓発活動)

第9条 市は、市民及び事業者の男女共同参画に対する理解と関心を深めるため必要な啓発に努めるものとする。

(教育及び学習の振興)

第10条 市は、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画に関する教育及び学習の振興に努めるものとする。

(審議会等における積極的改善措置)

第11条 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するときは、積極的改善措置を行うことにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(市民に表示される情報に関する施策)

第12条 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的役割分担及び女性に対する暴力等を助長する表現が行われないよう必要な施策の実施に努めるものとする。

2 市は、広く市民に表示される情報を市民が正しく評価するため、必要な能力の向上を図るよう努めるものとする。

(市民及び事業者への支援)

第13条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画のまちづくりに関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動の両立支援)

第14条 市は、男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立することができるよう支援するため、必要な施策の実施に努めるものとする。

(相談及び苦情の申出)

第15条 市民及び事業者は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因によって権利が侵害された場合の相談又は男女共同参画のまちづくりに関する施策についての苦情を、市長に申出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、適切に対応するよう努めるものとする。

(調査及び情報の収集)

第16条 市は、男女共同参画のまちづくりに関する施策を策定し、及び効果的に実施するため、必要な調査及び情報の収集を行うものとする。

(公表)

第17条 市長は、毎年、男女共同参画の進ちょく状況及び男女共同参画のまちづくりに関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する権利侵害の禁止

(男女共同参画を阻害する権利侵害の禁止)

第18条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) 性的な言動により相手の生活環境を害する行為及び当該言動に対する相手の対応により相手に不利益を与える行為

(3) 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力及び虐待

第4章 推進体制

(推進体制の整備)

第19条 市は、男女共同参画のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長を長とする推進体制の整備に努めるものとする。

(拠点施設)

第20条 市は、津山男女共同参画センター「さん・さん」(津山男女共同参画センター「さん・さん」条例(平成10年津山市条例第28号)に基づき設置された施設をいう。)を、男女共同参画のまちづくりに関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画のまちづくりに関する取組を支援するための拠点施設とする。

(津山市男女共同参画まちづくり審議会)

第21条 男女共同参画のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、津山市男女共同参画まちづくり審議会(以下「まちづくり審議会」という。)を置く。

2 まちづくり審議会は、次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画のまちづくりに関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

3 まちづくり審議会は、委員20人以内をもって組織し、市民、学識経験を有する者、関係団体を代表する者等のうちから、市長が委嘱する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 前各項に定めるもののほか、まちづくり審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成14年10月1日から施行する。